

高山村プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 発行の目的

消費税の引き上げ後において、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費喚起するため、25%のプレミアムが付く高山村プレミアム付商品券を発行する。

2 高山村プレミアム付商品券の概要

- (1) 名 称 高山村プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 高山村
- (3) 対 象 者 ①低所得者（課税基準日：平成31年1月1日の住民税非課税者かつ課税者の扶養親族等でない者）
②子育て世帯の世帯主（平成28年4月2日から令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主）
- (4) 販売価格 20,000円（券面額25,000円）
1セット5,000円分（1,000円券5枚綴り）を4,000円で販売
1人当たり5セットまで購入可能
- (5) 購入上限 対象者①は1人につき5セットまで
対象者②は1人につき5セット×対象児童数まで
- (6) 使用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）
- (7) 販売方法 対象者に購入引換券を送付し、高山村役場税務会計課・保健みらい課及び高山郵便局窓口（予定）で販売

3 取扱いにおける厳守事項

- (1) 物品の販売又はサービスの提供等の取引で使用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 額面に満たない場合、釣銭は出さないでください。
- (4) 不足分は現金で受け取ってください。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 紛失及び盗難に対し、村はその責を負いません。

4 商品券の使用対象にならないもの

- (1) タバコの購入
- (2) 不動産屋や金融商品
- (3) 有価証券及び商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等、換金性の高い商品の購入。

- (4) 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- (5) 国や地方公共団体への支払い（税金、電気・ガス・上下水道料金等の公共料金）

5 取扱店の参加資格

高山村及び中之条町に店舗、事業所を有する者とし、次の (1) から (6) に該当する者を除いたもので、高山村内及び中之条町内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる営業で、同法第 3 条第 1 項の許可を受けていない者。
- (2) 風営法第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (4) 上記[4 商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみ取扱う事業者。
- (5) 高山村暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 7 日高山村条例第 19 号）第 2 条の規定に該当していないこと。
- (6) その他、商品券を発行目的から村長が取扱店として不相当と判断した事業者。

6 折扱店の責務等

- (1) 取扱店であることを明確になるよう、ポスターを使用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。明らかに偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに高山村役場保健みらい課（保健福祉センター内）まで報告をしてください。
- (3) 商品券の第三者への譲渡が疑われるケース（10 人分に相当する金額の使用等）については、速やかに高山村役場保健みらい課（保健福祉センター内）まで連絡してください。休日及び夜間など連絡が難しい場合には使用を留保してください。
- (4) 上記 (2)、(3) の場合など、商品券の取り扱いに疑義が生じた場合を除き、取扱店に指定された事業者は、取引において商品券の受け取りを拒むことのないようにしてください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービス提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

- (8) 群馬県暴力団排除条例及び高山村暴力団排除条例、中之条町暴力団排除条例を遵守してください。

7 申請手続きについて

(1) 申請方法

この「募集要項」に同意の上、「取扱店申請書」に必要事項を記入し、高山村役場保健みらい課へ直接提出かFAX若しくは郵送で送付してください。申請書は高山村役場保健みらい課（保健福祉センター内）で配布します。

(2) 申請書の提出先

高山村役場 保健みらい課 福祉係（保健福祉センター内）

(3) 申請期限

令和元年 7 月 31 日（水）まで

(4) 申請後の審査及び承認

申請した事業者は、村の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合は、後日「取扱店登録証明書」及び掲示用ポスターを郵送いたします。

(5) その他

- ① 高山村内及び中之条町内に複数の店舗がある場合は、店舗毎に申請書を作成し、申込みください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申請はできませんので、テナント毎に申請してください。（テナント毎の申請を取りまとめていただき、提出することは可能です。）

8 換金について

(1) 換金額

村は、商品券が使用された場合は、事業者に対しその券面額に相当する金銭を支払います。

(2) 換金方法

取扱店は高山村保健みらい課において、使用済み券と換金請求書を提出してください。村は請求を受けてから 20 日以内に指定口座へ振り込みます。

(3) 換金に必要なもの

- ① 使用済み券
- ② 換金請求書

(4) 換金期間

令和元年 10 月 1 日（火）から令和 2 年 4 月 30 日（木）まで

※上記期間を過ぎても換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

9 取扱店の取り消し等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が生じた際は、損害金を請求する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要項」に記載されていない事項は高山村役場保健みらい課福祉係へお問い合わせください。
- (2) 店舗情報（店舗名称・所在地・業種等）は、高山村ホームページ等により随時広報いたします。

問い合わせ先

高山村役場 保健みらい課 福祉係

〒377-0702 高山村大字中山 3410

高山村保健福祉センター内

電話：0279-63-1311 FAX：0279-63-1310

E-mail：hoken-takayama@vill.takayama.gunma.jp

